

# 報告第1号 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書について

## 1 案の要旨

令和8年3月27日開催の令和7年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループ会議において、別紙のとおり協議が調ったことを報告するもの。

## 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書

令和8年3月27日開催の令和7年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループ会議において、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

### 【協議事項】

○白石すまいるタクシーの実証運行に係る運賃の設定について

#### (1) 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額 (大人運賃)	目的地
普通旅客運賃 <del>(チケット制)</del>	片道250円	大竹駅、大竹市総合市民会館、 ゆめタウン大竹
普通旅客運賃 <del>(チケット制)</del>	片道500円	広島西医療センター

#### (2) 運賃の適用方法

小学生以上一律料金を適用（小学生未満無料）

回数券（250円×11枚：2,500円）を発行する。

#### (3) 道路運送法第9条第5項に基づく意見反映措置について

運行事業者（有限会社大竹交通）に対してヒアリングを実施したが、その意見を踏まえて資料を作成し、令和8年3月22日（日）に住民、利用者【予定】からなる白石すまいるタクシー導入検討会を開催。意見を聴取した。

また、その他利害関係者として、有限会社大竹タクシー、有限会社やまとタクシーに対して文書を送付し、意見を聴取したが、指定した日時までに意見はなかった。

#### 〈根拠規定〉

- ・道路運送法第9条第4項、第5項
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会規約第12条
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程第7条

令和8年3月27日

大竹市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議ワーキンググループ  
座長 佐伯和規

## <道路運送法>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

### 第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第1号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民、利用者その他理解関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

## <大竹市地域公共交通活性化協議会規約>

(ワーキンググループ)

第12条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議するため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## <大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程>

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に報告するものとする。